

医療費のお支払いでお困りの方は、
どうぞご相談ください

無料・低額診療制度のご案内

桑野協立病院では、医療が必要にもかかわらず経済的な事情により
支払い困難な方が、無料または低額な料金で医療を受けられる、
無料・低額診療をおこなっています。

無料・低額診療制度の内容

1. 対象となる方

- ①. 医療費の支払いが困難な方で、
病院長が減免することを必要と
判断した場合
- ②. 外国人、ホームレスの方等、保険
証をお持ちでない方

2. 減免の範囲

- ◇外来
医療費の自己負担額
- ◇入院
高額療養費及び食事療養費の
自己負担額



3. 減免の基準

- ◇生活保護基準には該当しないが、生活困窮で医療費
負担が困難な場合
- 1ヶ月の世帯収入が、おおむね生活保護基準の
120%以下は全額免除
- 1ヶ月の世帯収入が、おおむね生活保護基準の
140%以下は半額免除

4. 減免の期間

- ◇公的制度の適用や生活が改善するまで
の一時的な措置とします。
- ・対象①の方、原則6ヶ月
- ・対象②の方、原則1ヶ月
- ◇この期間に、生活状況の変化がない場合
は、更新することができます。

申請・利用するには

- (1) 受付や診療時などに、職員へお申し出ください。
お話を伺います。
- (2) 申請を希望される時は、ソーシャルワーカー
による面談を行います。
※申請には、申請書のご記入と、収入を証明
する書類が必要です。(詳しくはご相談ください)
その後2週間以内に減免の承認・不承認を
通知します。
- (3) 減免承認された場合は、内容や減免期間を
記した「無料低額診療券」を発行します。
- (4) 受診・入院の際に、「無料低額診療券」を、
受付でご提示ください。

モデルケース(例)

郡山市在住の方の例

- ①. 高齢者単身世帯【男性(75歳)】
1か月の世帯収入が 74,364円以下 ⇒ 全額免除
86,758円以下 ⇒ 半額免除
- ②. 2人暮らし世帯【母(80歳)・息子(50歳)】
1か月の世帯収入が137,916円以下 ⇒ 全額免除
160,902円以下 ⇒ 半額免除
- ③. 母子3人世帯【母(35歳)・子(6歳、4歳)】
1か月の世帯収入が193,356円以下 ⇒ 全額免除
225,582円以下 ⇒ 半額免除

お問合せ窓口

◇お電話でも相談できます

- 桑野協立病院 024-933-5422
- 郡山医療生協総務部 024-923-6168
- 郡山医療生協組織部 024-923-6212
- 郡山医療生協介護保険事業部
024-923-6165

(郡山市島二丁目9-18)

※日曜・祝日、木曜午後はお休み

郡山医療生活協同組合
桑野協立病院